

さんぼんぎさのちくかっせいかけいかく
三本木佐野地区活性化計画

栃木県那須塩原市
栃木県

平成20年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	三本木佐野地区活性化計画
都道府県名	栃木県
市町村名	那須塩原市
地区名	三本木佐野地区
計画期間	平成20年度～平成24年度

目 標 :

農業用排水施設等を整備することにより、良好な水管理及び維持管理費の節減による生産性と農業経営向上の効果を発現し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上により安定した農業経営の持続、展開を図る。このことにより著しい農業従事者数の減少を抑えることとし、目標として農家戸数を平成19年度120戸に対して平成24年度115戸の微減にとどめることを掲げ、当地域の定住化を促進する。

目標設定の考え方

地区の概要:

那須塩原市は、関東平野の北部、首都圏より約150km圏、県都宇都宮市から約50kmの位置にあり、広大な那須野が原の北西一体を占め、山間部には、塩原、板室の二大温泉観光地がある。平坦部は、那珂川と碯川の扇状地で、多くは農地になっている。
三本木佐野地区は、那須塩原市の南東部に位置し、新幹線停車駅である那須塩原駅が至近の位置にあり、また国道4号線に隣接している。農業については、那須疏水及び地下水を水源とした水田地帯であり、水田二毛作による水稲+大麦の土地利用型農業を主体とし、これに大豆・野菜を加えた複合経営によって、地域の農業が展開されており、農産物は国道4号や東北自動車道を経由して主に首都圏へ出荷されている。

現状と課題

三本木佐野地区は、既設水路の不足・老朽化により、既設土水路の機能低下、維持管理費等の増大、降雨時の農作物への湛水被害等が出ている状況にあり、転作作物の導入に支障をきたしている。
また、農業従事者の減少、高齢化、後継者不足で農業経営が不安定となり、将来において地域の農業活力の減退・農業従事者の減少、休耕地の増大などが懸念され、これらを解消し、地域農業を活性化することが課題である。

今後の展開方向等

農業従事者の高齢化・後継者不足が進み地域活力が低下する中、那須塩原市農業委員会及び那須塩原市農業公社と連携し、農地の保全、基盤の整備、後継者の育成や農地の集約化等を推進して農業経済の安定化を図り地域活性化を目指す。
具体的には、支線計画も含め農業用排水施設等の排水路網を整備を行うことによって、従来の機能が向上され、生産性の高い農業基盤を確立し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲の向上により安定した農業経営の持続、展開を図り、農家人口・総人口の減少を抑制し、当地域の定住化を促進する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
那須塩原市	三本木佐野	農業用排水施設	那須塩原市	有	イ	

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
那須塩原市	沓掛	農業用排水施設	栃木県	
那須塩原市	三本木佐野	農業用排水施設(支線計画)	那須塩原市	

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

--

3 活性化計画の区域

三本木佐野地区(栃木県那須塩原市)	区域面積	584ha
区域設定の考え方		
<p>法第3条第1号関係: 当該区域の総面積584haのうち農用地面積は336haで5割以上を占め、当該地域における農林漁業従事者数の割合は、おおむね6.5%である。</p>		
<p>法第3条第2号関係: 那須塩原市における農家世帯の減少・農業者の高齢化傾向からみて、三本木佐野地区の活性化のためには、基盤整備により生産性を向上し、農業所得の増加、農業従事者の経営意欲を向上させることにより安定した農業経営を確立し、定住化を進めることは必要不可欠な区域である。</p>		
<p>法第3条第3号関係: 活性化計画区域については、用途区域(商業地域・工業地域・住居地域)等の市街地を形成してゐる以外の農地を中心に計画。</p>		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(1)

農業センサス等統計調査を基に農家戸数の変動について評価する。